

次期「千葉県保健医療計画（リハビリテーション対策）」の素案について

1 概要

平成26年度の地域リハビリテーション協議会において、今後の「千葉県地域リハビリテーション連携指針」の見直し手法は、「千葉県保健医療計画」との統合・一体的な見直しとすることで承認されている。

「千葉県保健医療計画」は、医療法第30条の4の規定に基づく法定計画であり、平成27年度の一部改定により、現行計画の計画期間は平成29年度まで延長されている。

現在、次期「千葉県保健医療計画」の策定作業が進められており、同計画に「千葉県地域リハビリテーション連携指針」を盛り込むことで、同計画を今後の地域リハビリテーションの取組の基本とする。

2 内容

現行の「千葉県保健医療計画」では、「リハビリテーション対策」として地域リハビリテーションの取組が若干記載されているが、特に施策の評価指標などの設定はしていない。【⇒現行計画 P13 参照】

このため、平成27年度に策定した「千葉県における今後の地域リハビリテーション支援体制のあり方に関する報告書」を活用し、施策の現状や課題、施策の具体的展開を記載するとともに、施策の評価指標を設定する。【⇒次期計画案 P8 参照】

3 効果

「千葉県地域リハビリテーション連携指針」の見直しサイクルは、「概ね5年」とされていたが、実態は曖昧になっていた。法定計画である「千葉県保健医療計画」を取組の基本とすることで、見直しが定期的かつ強制的に行われることとなり、PDCA サイクルが着実に行われることとなる。

4 その他

「千葉県保健医療計画」に「千葉県地域リハビリテーション連携指針」が盛り込まれた場合は、同指針は廃止するものとする。

なお、地域リハビリテーションの具体的な取組内容は、平成27年度に策定した「千葉県における今後の地域リハビリテーション支援体制のあり方に関する報告書」を参考とする。

修正（案）	現行
<p>8 リハビリテーション対策</p> <p>施策の現状・課題</p> <p>リハビリテーションには、①<u>障害児・者や高齢者の機能低下を予防する予防的リハビリテーション*</u>、②<u>各種疾病に対して医療機関が実施する急性期・回復期リハビリテーション*</u>、③主に介護保険で対応される地域生活期リハビリテーション*があり、これらを患者の症状に応じて適切な時期に行うことが必要です。</p> <p>脳卒中等の疾患による機能障害への対応や生活の再構築のためには、急性期病院*での早期からのリハビリテーションが重要であり、<u>急性期リハビリテーションのさらなる充実が求められています</u>。また、回復期のリハビリテーション*が効果的に実施され、地域生活期*においても回復した機能を向上・維持していくためには、回復期リハビリテーション病棟*や<u>地域生活期を担うリハビリテーション関係機関の質と量の充実とともに</u>、急性期から回復期、地域生活期のリハビリテーションを担う各医療機関及び<u>当事者・家族の生活に関わるさまざまな機関との情報共有と連携が重要</u>です。</p> <p>[地域リハビリテーション支援体制の整備]</p> <p><u>障害児・者や高齢者を含め地域に暮らすすべての県民が、いつま</u></p>	<p>8 リハビリテーション対策</p> <p>施策の現状・課題</p> <p>○ リハビリテーションには、①主に高齢者に対して寝たきり等の発生を予防する予防的リハビリテーション*、②主に医療機関が実施する急性期・回復期リハビリテーション*、③主に介護保険で対応される地域生活期リハビリテーション*があり、これらを患者の症状に応じて適切な時期に行うことが必要です。</p> <p>○ 脳卒中等の疾患による機能障害の予防や軽減のためには、急性期病院*での早期のリハビリテーションが重要であり、急性期部門の更なる充実が求められています。また、回復期のリハビリテーション*が効果的に実施され、地域生活期*においても回復した機能を維持していくためには、回復期リハビリテーション病棟*等の充実とともに、急性期から回復期、地域生活期のリハビリテーションを担う各医療機関及び各種介護系事業所等との情報共有と連携が重要です。</p>

でもいきいきとした生活を送ることが出来る社会を目指し、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、適切な支援が切れ目なく提供されるように関係機関等の支援体制の整備を図る「地域リハビリテーション」の取組が重要です。

高齢化が急速に進む一方で、地域リハビリテーション関連資源の水準は高齢者人口ベースで全国平均を下回っています。また、介護保険制度の改正に伴う介護予防事業の見直しにより、リハビリテーション専門職の同事業への関与が促進されていることから、市町村等からの地域リハビリテーションへの期待が高まっています。

このため、リハビリテーション専門職が在籍していない関係機関に対する支援や多様な分野の関係機関・職種間での情報共有及び協働の充実を図る必要があります。

さらに、リハビリテーションやケアを必要とする県民が地域社会で生活していくためには、本人やその家族を取り巻く地域社会の力が大きな役割を果たすことが期待されているため、地域住民に対しても地域リハビリテーションの理念を広く啓発するとともに、地域住民の主体的活動を促進する体制づくりが必要です。

平成29年4月現在、二次保健医療圏ごとのリハビリテーション関係機関への支援を行う「地域リハビリテーション広域支援センター*」を県内9箇所に、地域リハビリテーション広域支援センターへの支援を行い、県全域の地域リハビリテーションの推進を図る「千葉県リハビリテーション支援センター*」を県内1箇所に指定して、地域リハビリテーションの充実を進めています。

○ 高齢化が進展する中で地域リハビリテーション*の需要は高く、高齢者や障害者が介護が必要となっても、生活の質を落とすことなく住み慣れた地域で生活ができるよう、病院・施設に入院・入所中のみならず、退院・退所後も、継続してリハビリテーションが的確に受けられる体制の整備が必要です。

○ 平成24年4月現在、地域のリハビリテーション実施機関への支援を行う「地域リハビリテーション広域支援センター*」を県内9箇所に、地域リハビリテーション広域支援センターへの支援を行い、県全域の地域リハビリテーションの推進を図る「千葉県リハビリテーション支援センター*」を県内1箇所に指定して、地域リハビリテーションの充実を進めています。

各圏域においては、人口、面積、構成市町村数、地域リハビリテーション関連資源の状況等が大きく異なり、広域支援センターではマンパワー不足や経費不足、さらに行政機関から事業協力を要望する声などがあります。このため、各広域支援センターが単独で圏域全てを支援していくには限界があることから、関係機関・職種とのさらなる連携強化や県民への直接的支援を主導する市町村等の行政機関との協働を進めていくことが必要です。

〔総合リハビリテーションセンター機能の確保〕

個々の医療機関等では対応できない、高度な医学的リハビリテーション（診断、治療、各種リハビリテーション療法、補装具作成、ソーシャルワークなど）から福祉を利用した社会復帰に至るまで、各ライフステージに沿った、包括的な総合リハビリテーションセンター機能（相談、診察、治療、訓練、補装具作成、家屋改造指導、ご家族への介護法などの指導、復学・復職や社会資源利用のお手伝い、地域との連携等を含む）についても、その確保が必要です。

〔高次脳機能障害支援体制の整備〕

外傷性脳損傷などにより、記憶障害、注意障害、遂行機能障害等、外見では判断しにくい後遺症を呈する高次脳機能障害*者の支援については、県内3カ所に支援拠点機関を設置し、支援コーディネーターを配置して、情報発信、研修等を行い、支援普及を行っています。また、千葉リハビリテーションセンターに高次脳機能障害支援

○ 外傷性脳損傷などにより、記憶障害、注意障害、遂行機能障害等、外見では判断しにくい後遺症を呈する高次脳機能障害*については、広域的な専門支援拠点による相談支援と身近な市町村においても相談支援に対応できる体制の充実が求められています。

センターを設置し、県全域を対象として、より専門的な支援を実施しています。

一方、身近な地域における支援を強化するために、相談対応ができる人材の育成や機関間の連携が必要です。

施策の具体的展開

〔地域リハビリテーション支援体制の整備〕

- 予防的リハビリテーション、急性期・回復期リハビリテーション、地域生活期リハビリテーションを患者の症状に応じて適切な時期に行っていくためには、地域の医療機関、介護保険施設、市町村等の連携を強化・推進していくことが重要であることから、連携・支援の中核となる地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏ごとに概ね1箇所指定するとともに、広域支援センターの支援機能を補完する役割を担う「ちば地域リハ・パートナー」などの協力医療機関等を指定するほか、職能団体や市町村等行政機関との連携・協力を進め、保健・医療・福祉等の関係機関をつなぐ、有機的な連携体制の整備・推進を図ります。

施策の具体的展開

〔地域リハビリテーション支援体制の整備〕

- 予防的リハビリテーション、急性期・回復期リハビリテーション、地域生活期リハビリテーションを患者の症状に応じて適切な時期に行っていくためには、地域の医療機関、介護保険施設、市町村等の連携を強化・推進していくことが重要であることから、連携・支援の中核となる地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏ごとに概ね1箇所指定し、人的支援、リハビリテーション技術の研修や調査研究、関係機関との連絡調整、さらにリハビリ資源の情報収集や発信などを行うことにより地域リハビリテーション支援体制の整備を図ります。
- 寝たきりの原因として重要な脳卒中患者に対しては、脳卒中リハビリテーション支援体制推進事業を実施し、リハビリテーションに関する資源の充実と急性期から地域生活期のリハビリテーションに関わる関係機関の連携促進を図ります。

○ 広域支援センター、職能団体及び行政機関等が、共通の理念のもと連携を強化し、関係機関に対する支援を充実させることにより、地域リハビリテーションのさらなる推進を図るため、各職能団体の代表者等が一体となって地域リハビリテーションの課題や推進方法を検討する場の設置や職能団体等の組織間連携を強化するための広域支援センター連絡協議会の開催、圏域外における先駆的取組等の導入を支援するための県内全域に係る情報共有体制の構築、リハビリテーション専門職が在籍していない関係機関に対する相談の支援等を実施します。

○ 地域住民の日常の生活・活動に密着した地域リハビリテーションを推進するため、関係機関が協働し、地域住民に対する地域リハビリテーションの理念や意識の啓発の取組、地域住民の主体的活動への助言等を実施します。また、介護予防事業等への事業協力を通じて市町村等行政機関と広域支援センターとの連携を強化するとともに、地域リハビリテーションは各市町村の進める地域包括ケア等の政策と関わり合い、一体となって推進していくことが重要であることから、地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等が積極的に参加するよう促進します。

〔総合リハビリテーションセンター機能の確保〕

○ 千葉県千葉リハビリテーションセンターにおいて、各ライフステージに沿った、包括的な総合リハビリテーションセンター機能を担います。

特に、

- ・ 障害児に対する療育の提供（医療型障害児入所施設等の運営を含

〔予防的リハビリテーションの推進〕

○ 高齢になっても「住み慣れた地域で、そこに住む人々とともに生き生きとした生活が送れる」よう、生活機能低下の予防などの予防的リハビリテーションを推進します。

〔人材の活用・資質の向上〕

○ リハビリテーションを実施している行政・医療機関・関係団体等の連携を深め、地域リハビリテーションを担う人材の資質の向上を図るため、関係職種や地域住民を対象とした研修を実施します。

む)

- ・重症化・重複障害化の脳血管障害者に対する効率的な訓練実施
 - ・脳外傷等による高次脳機能障害、脊髄損傷など、一般病院では対応しきれない障害に対する専門的・包括的リハビリテーションの提供
 - ・障害児・者等に対するテクノエイド機能の整備
 - ・全身性骨・関節疾患（リウマチを含む）への医療・リハビリテーションの提供
 - ・四肢の切断患者等への義肢・装具の作製とリハビリテーションの提供
- 等に取り組みます。

- 千葉リハビリテーションセンターは、施設が老朽化し、また手狭になっていることから、県立施設としてのセンターの機能・役割や施設規模等について検討を行い、県民からの高いニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。

〔高次脳機能障害支援体制の整備〕

- 地域の相談支援事業所等の支援体制を強化するとともに、地域支援拠点機関を中心としたネットワークの構築に取り組みます。

〔高次脳機能障害支援体制の整備〕

- 千葉リハビリテーションセンターに高次脳機能障害支援センターを設置し、従来から実施している相談支援、情報発信等の機能はもとより、機能回復・社会復帰に向けた訓練と生活支援に係る機能の充実強化を図ります。また、引き続き、支援拠点病院の拡大を図るとともに、市町村等の相談支援機関に対して、高次脳機能障害に関する技術支援や研修を行います。

施策の評価指標

指 標 名	現 状	目 標
高次脳機能障害支援普及事業 支援拠点機関	3箇所 (平成29年度)	4箇所 (平成35年度)
広域支援センターの支援機能を補完する指定機関数	二 (平成28年度)	200 (平成35年度)
広域支援センターと連携している行政機関数	市町村 13 地域包括支援センター 41 (平成27年度)	市町村 40 地域包括支援センター 二 150 (平成35年度)

【 図表 2-1-4-10-1 地域リハビリテーション支援体制の目指す姿 】
(略)

【 図表 2-1-4-10-2 千葉県内の地域リハビリテーション支援体制 】
(略)

施策の評価指標

指 標 名	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成27年度)
高次脳機能障害支援普及事業	3箇所	4箇所

【 図表 2-1-4-8-1 千葉県内の地域リハビリテーション支援体制 】
(略)

8 リハビリテーション対策

施策の現状・課題

リハビリテーションには、①障害児・者や高齢者の機能低下を予防する予防的リハビリテーション*、②各種疾病に対して医療機関が実施する急性期・回復期リハビリテーション*、③主に介護保険で対応される地域生活期リハビリテーション*があり、これらを患者の症状に応じて適切な時期に行うことが必要です。

脳卒中等の疾患による機能障害への対応や生活の再構築のためには、急性期病院*での早期からのリハビリテーションが重要であり、急性期リハビリテーションのさらなる充実が求められています。また、回復期のリハビリテーション*が効果的に実施され、地域生活期*においても回復した機能を向上・維持していくためには、回復期リハビリテーション病棟*や地域生活期を担うリハビリテーション関係機関の質と量の充実とともに、急性期から回復期、地域生活期のリハビリテーションを担う各医療機関及び当事者・家族の生活に関わるさまざまな機関との情報共有と連携が重要です。

〔地域リハビリテーション支援体制の整備〕

障害児・者や高齢者を含め地域に暮らすすべての県民が、いつまでもいきいきとした生活を送ることが出来る社会を目指し、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、適切な支援が切れ目なく提供されるように関係機関等の支援体制の整備を図る「地域リハビリテーション」の取組が重要です。

高齢化が急速に進む一方で、地域リハビリテーション関連資源の水準は高齢者人口ベースで全国平均を下回っています。また、介護保険制度の改正に伴う介護予防事業の見直しにより、リハビリテーション専門職の同事業への関与が促進されていることから、市町村等からの地域リハビリテーションへの期待が高まっています。

このため、リハビリテーション専門職が在籍していない関係機関に対する支援や多様な分野の関係機関・職種間での情報共有及び協働の充実を図る必要があります。

さらに、リハビリテーションやケアを必要とする県民が地域社会で生活していくためには、本人やその家族を取り巻く地域社会の力が大きな役割を果たすことが期待されているため、地域住民に対しても地域リハビリテーションの理念を広く啓発するとともに、地域住民の主体的活動を促進する体制づくりが必要です。

平成29年4月現在、二次保健医療圏域ごとのリハビリテーション関係機関への支援を行う「地域リハビリテーション広域支援センター*」を県内9箇所に、地域リハビリテーション広域支援センターへの支援を行い、県全域の地域リハビリテーションの推進を図る「千葉県リハビリテーション支援センター*」を県内1箇所に指定して、地域リハビリテーションの充実を進めています。

各圏域においては、人口、面積、構成市町村数、地域リハビリテーション関連資源の状況等が大きく異なり、広域支援センターではマンパワー不足や経費不足、さらに行政機関から事業協力を要望する声などがあります。このため、各広域支援

【次期計画（案）】

センターが単独で圏域全てを支援していくには限界があることから、関係機関・職種とのさらなる連携強化や県民への直接的支援を主導する市町村等の行政機関との協働を進めていくことが必要です。

〔総合リハビリテーションセンター機能の確保〕

個々の医療機関等では対応できない、高度な医学的リハビリテーション（診断、治療、各種リハビリテーション療法、補装具作成、ソーシャルワークなど）から福祉を利用した社会復帰に至るまで、各ライフステージに沿った、包括的な総合リハビリテーションセンター機能（相談、診察、治療、訓練、補装具作成、家屋改造指導、ご家族への介護法などの指導、復学・復職や社会資源利用のお手伝い、地域との連携等を含む）についても、その確保が必要です。

〔高次脳機能障害支援体制の整備〕

外傷性脳損傷などにより、記憶障害、注意障害、遂行機能障害等、外見では判断しにくい後遺症を呈する高次脳機能障害*者の支援については、県内3カ所に支援拠点機関を設置し、支援コーディネーターを配置して、情報発信、研修等を行い、支援普及を行っています。また、千葉リハビリテーションセンターに高次脳機能障害支援センターを設置し、県全域を対象として、より専門的な支援を実施しています。

一方、身近な地域における支援を強化するために、相談対応ができる人材の育成や機関間の連携が必要です。

施策の具体的展開

〔地域リハビリテーション支援体制の整備〕

- 予防的リハビリテーション、急性期・回復期リハビリテーション、地域生活期リハビリテーションを患者の症状に応じて適切な時期に行っていくためには、地域の医療機関、介護保険施設、市町村等の連携を強化・推進していくことが重要であることから、連携・支援の中核となる地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏ごとに概ね1箇所指定するとともに、広域支援センターの支援機能を補完する役割を担う「ちば地域リハ・パートナー」などの協力医療機関等を指定するほか、職能団体や市町村等行政機関との連携・協力を進め、保健・医療・福祉等の関係機関をつなぐ、有機的な連携体制の整備・推進を図ります。
- 広域支援センター、職能団体及び行政機関等が、共通の理念のもと連携を強化し、関係機関に対する支援を充実させることにより、地域リハビリテーションのさらなる推進を図るため、各職能団体の代表者等が一体となって地域リハビリテーションの課題や推進方法を検討する場の設置や職能団体等の組織間連携を強化するための広域支援センター連絡協議会の開催、圏域外における先駆的取組等の導入を支援するための県内全域に係る情報共有体制の構築、リハビリテーション専門職が在籍していない関係機関に対する相談の支援等を実施します。
- 地域住民の日常の生活・活動に密着した地域リハビリテーションを推進する

【次期計画（案）】

ため、関係機関が協働し、地域住民に対する地域リハビリテーションの理念や意識の啓発の取組、地域住民の主体的活動への助言等を実施します。また、介護予防事業等への事業協力を通じて市町村等行政機関と広域支援センターとの連携を強化するとともに、地域リハビリテーションは各市町村の進める地域包括ケア等の政策と関わり合い、一体となって推進していくことが重要であることから、地域ケア会議等にリハビリテーション専門職等が積極的に参加するよう促進します。

〔総合リハビリテーションセンター機能の確保〕

- 千葉県千葉リハビリテーションセンターにおいて、各ライフステージに沿った、包括的な総合リハビリテーションセンター機能を担います。
特に、
 - ・ 障害児に対する療育の提供（医療型障害児入所施設等の運営を含む）
 - ・ 重症化・重複障害化の脳血管障害者に対する効率的な訓練実施
 - ・ 脳外傷等による高次脳機能障害、脊髄損傷など、一般病院では対応しきれない障害に対する専門的・包括的リハビリテーションの提供
 - ・ 障害児・者等に対するテクノエイド機能の整備
 - ・ 全身性骨・関節疾患（リウマチを含む）への医療・リハビリテーションの提供
 - ・ 四肢の切断患者等への義肢・装具の作製とリハビリテーションの提供等に取り組みます。
- 千葉リハビリテーションセンターは、施設が老朽化し、また手狭になっていることから、県立施設としてのセンターの機能・役割や施設規模等について検討を行い、県民からの高いニーズに対応できる施設の整備に取り組みます。

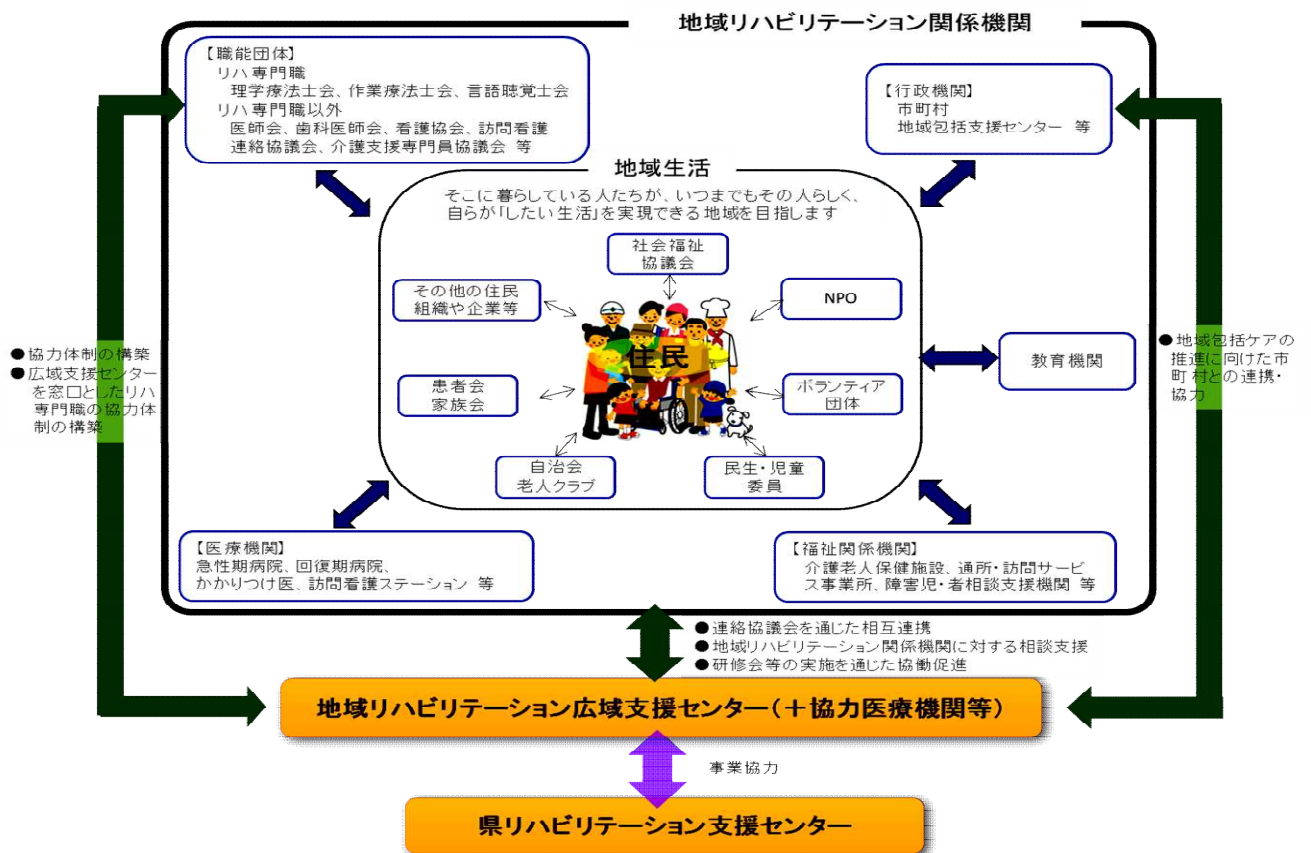
〔高次脳機能障害支援体制の整備〕

- 地域の相談支援事業所等の支援体制を強化するとともに、地域支援拠点機関を中心としたネットワークの構築に取り組みます。

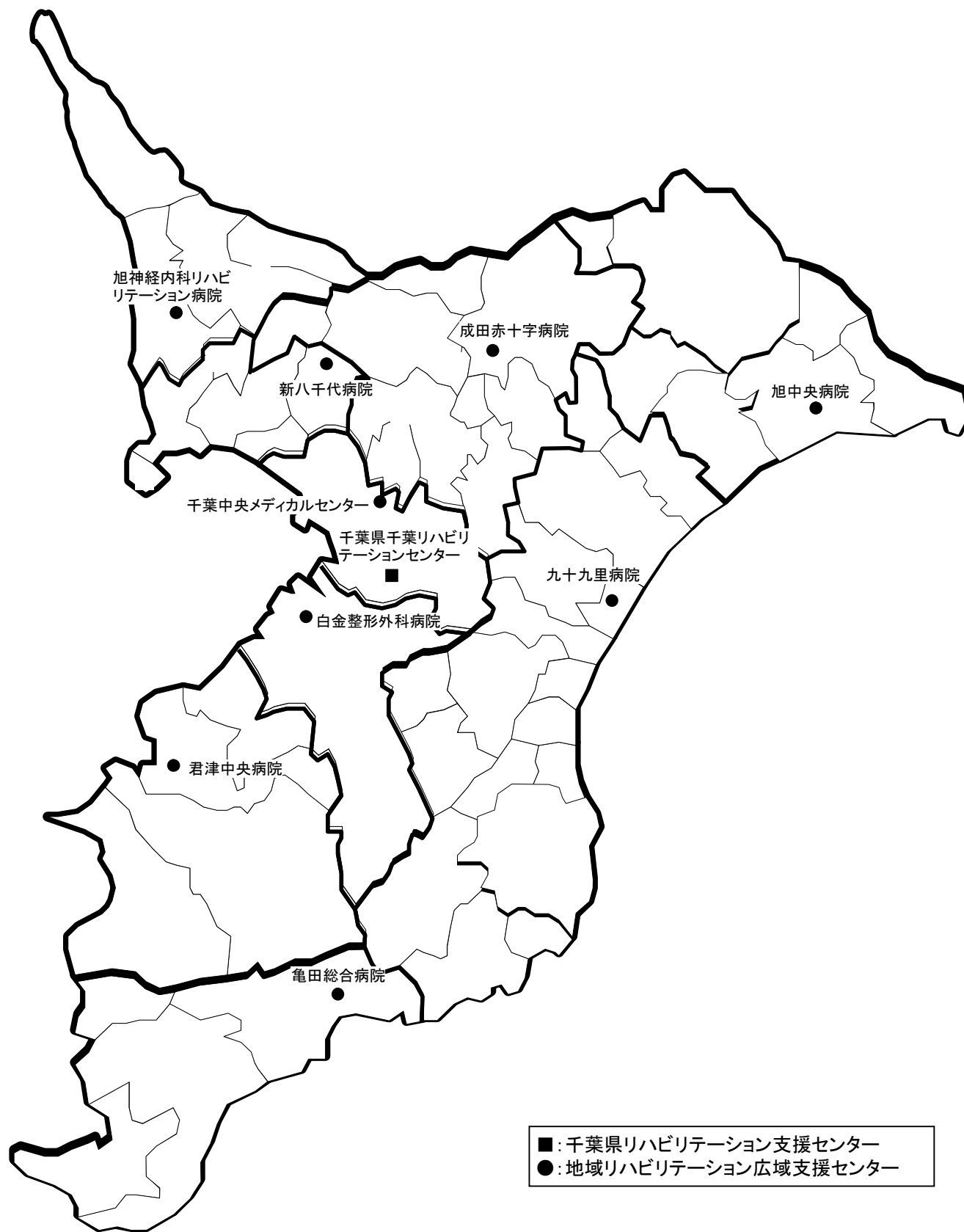
施策の評価指標

指 標 名	現状	目標
高次脳機能障害支援普及事業 支援拠点機関	3箇所 (平成29年度)	4箇所 (平成35年度)
広域支援センターの支援機能を補完する指定機関数	— (平成28年度)	200 (平成35年度)
広域支援センターと連携している行政機関数	市町村 13 地域包括支援センター 41 (平成27年度)	市町村 40 地域包括支援センター 150 (平成35年度)

【 図表 2-1-4-10-1 地域リハビリテーション支援体制の目指す姿 】



【 図表 2-1-4-10-2 千葉県内の地域リハビリテーション支援体制 】



8 リハビリテーション対策

施策の現状・課題

- リハビリテーションには、①主に高齢者に対して寝たきり等の発生を予防する予防的リハビリテーション*、②主に医療機関が実施する急性期・回復期リハビリテーション*、③主に介護保険で対応される地域生活期リハビリテーション*があり、これらを患者の症状に応じて適切な時期に行うことが必要です。
- 脳卒中等の疾患による機能障害の予防や軽減のためには、急性期病院*での早期のリハビリテーションが重要であり、急性期部門の更なる充実が求められています。また、回復期のリハビリテーション*が効果的に実施され、地域生活期*においても回復した機能を維持していくためには、回復期リハビリテーション病棟*等の充実とともに、急性期から回復期、地域生活期のリハビリテーションを担う各医療機関及び各種介護系事業所等との情報共有と連携が重要です。
- 高齢化が進展する中で地域リハビリテーション*の需要は高く、高齢者や障害者が介護が必要となっても、生活の質を落とすことなく住み慣れた地域で生活ができるよう、病院・施設に入院・入所中のみならず、退院・退所後も、継続してリハビリテーションが的確に受けられる体制の整備が必要です。
- 平成24年4月現在、地域のリハビリテーション実施機関への支援を行う「地域リハビリテーション広域支援センター*」を県内9箇所、地域リハビリテーション広域支援センターへの支援を行い、県全域の地域リハビリテーションの推進を図る「千葉県リハビリテーション支援センター*」を県内1箇所に指定して、地域リハビリテーションの充実を進めています。
- 外傷性脳損傷などにより、記憶障害、注意障害、遂行機能障害等、外見では判断しにくい後遺症を呈する高次脳機能障害*については、広域的な専門支援拠点による相談支援と身近な市町村においても相談支援に対応できる体制の充実が求められています。

施策の具体的展開

〔地域リハビリテーション支援体制の整備〕

- 予防的リハビリテーション、急性期・回復期リハビリテーション、地域生活期リハビリテーションを患者の症状に応じて適切な時期に行っていくためには、地域の医療機関、介護保険施設、市町村等の連携を強化・推進していくことが重要であることから、連携・支援の中核となる地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏ごとに概ね1箇所指定し、人的支援、リハビリテーション技術の研修や調査研究、関係機関との連絡調整、さらにリハビリ資源の情報収集や発信などを

【現行計画】

行うことにより地域リハビリテーション支援体制の整備を図ります。

- 寝たきりの原因として重要な脳卒中患者に対しては、脳卒中リハビリテーション支援体制推進事業を実施し、リハビリテーションに関する資源の充実と急性期から地域生活期のリハビリテーションに関わる関係機関の連携促進を図ります。

〔予防的リハビリテーションの推進〕

- 高齢になっても「住み慣れた地域で、そこに住む人々とともに生き生きとした生活が送れる」よう、生活機能低下の予防などの予防的リハビリテーションを推進します。

〔人材の活用・資質の向上〕

- リハビリテーションを実施している行政・医療機関・関係団体等の連携を深め、地域リハビリテーションを担う人材の資質の向上を図るため、関係職種や地域住民を対象とした研修を実施します。

〔高次脳機能障害支援体制の整備〕

- 千葉リハビリテーションセンターに高次脳機能障害支援センターを設置し、従来から実施している相談支援、情報発信等の機能はもとより、機能回復・社会復帰に向けた訓練と生活支援に係る機能の充実強化を図ります。また、引き続き、支援拠点病院の拡大を図るとともに、市町村等の相談支援機関に対して、高次脳機能障害に関する技術支援や研修を行います。

施策の評価指標

指 標 名	現状（平成22年度）	目標（平成27年度）
高次脳機能障害支援普及事業	3箇所	4箇所

【現行計画】

【 図表 2-1-4-8-1 千葉県内の地域リハビリテーション支援体制 】



千葉県保健医療計画改定スケジュールについて

年月	計画改定	医療審議会		地域保健医療連携・ 地域医療構想調整 会議
		総会	地域保健 医療部会	
29年 6月	説明会 (6/2) 医療機関への調査 県民への調査	[諮問] 第1回 改定方針		
7月	調査結果分析		第1回・第2回 現行計画評価 現状分析 課題抽出 施策検討	各地域において 開催 第1回 病床機能報告等を 活用した地域の現 状分析や課題抽出 施策検討
8月				
9月				
10月	素案の作成		第3回 素案	
11月				第2回 地域保健医療部会 の資料を活用した 施策の検討 素案
12月				
30年 1月	試案の作成	第2回 数値目標 基準病床 試案		
2月	各団体、市町村への 意見聴取 パブリックコメント			
3月	案の作成	第3回 案 [答申]		
4月	公示 冊子印刷			